

議案第88号

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例中一部改正の件

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に、次の1条を加える。

（滞納者に対する制限措置）

第3条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、次条及び第5条の手続きに着手することと併せ、滞納者に対して、他の法令、条例又は規則の定めに基づくものを除くほか、次の各号に掲げるサービスの提供等（以下「行政サービス等」という。）の停止措置を講ずることができる。

- （1） 財産等の使用許可・貸付・売買に関すること。
- （2） 許認可に関すること。
- （3） 入札・契約等に関すること。
- （4） 補助金及び交付金、助成金等の交付に関すること。
- （5） 資金貸付・奨学金に関すること。
- （6） 利子補給事業に関すること。
- （7） 福祉サービス事業に関すること。

2 前項の措置は、第6条第2項に規定する者が、滞納者である場合にも適用する。

3 第1項各号に規定する行政サービス等における各事業等は、別表第1及び別表第2で定める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「町長等に、滞納している町税等についての分納誓約書を提出」を「滞納している町税等を完納し、又は町長等に分納誓約書を提出」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「第13条」を「第12条」に改め、同条第2項中「第5条」を「第4

条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第11条」に改め、同項第1号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「第12条」を「第11条」に、「第5条及び第6条」を「第4条及び第5条」に改め、同条を第13条とし、第15条から第17条を1条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目

No.	区分	行政サービス
1	財産等の使用許可・貸付・売買に関する事	財産の貸付に関する事。
		行政財産の使用許可に関する事。
		町有財産の売買に関する事。
		公営住宅の入居に関する事。
		霊園の使用許可に関する事。
2	許認可に関する事	総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関する事。
		公式ホームページバナー広告掲載に関する事。
3	入札・契約等（物品購入等を含む。）に関する事	競争入札参加資格審査申請に関する事。
		物品等の購入に関する事。
		業務の委託に関する事。
		工事の請負に関する事。
		自動車及び機械器具の借上げに関する事。
4	補助金及び交付金、助成金等の	農村部高齢者交通確保対策助成事業に関する事。
		結婚新生活支援事業補助に関する事。

交付に関する こと	まちなかチャレンジ事業補助に関すること。
	空き物件等流通促進補助に関すること。
	人材育成事業助成に関すること。
	新築住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。
	中古住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。
	移住促進引越支援助成に関すること。
	産業振興活動助成に関すること。
	中心市街地住宅借上げ制度に関すること。
	住宅耐震改修等補助に関すること。
	特定空家等除却事業補助に関すること。
	敬老祝金の贈呈に関すること。
	介護職員初任者研修受講料助成に関すること。
	新規就農者支援事業に関すること。
	就農研修者受入滞在指導助成に関すること。
	家畜衛生検査助成に関すること。
	家畜ふん尿処理施設等整備促進事業奨励に関すること。
	放牧家畜予防ワクチン代助成に関すること。
	企業誘致奨励に関すること。
人材確保対策活動助成に関すること。	
起業支援補助に関すること。	

		新分野進出等支援補助に関すること。
		住宅リフォーム等奨励事業に関すること。
		生ごみ堆肥化容器購入費補助に関すること。
		飲用井戸水水質検査に関すること。
		住まいのゼロカーボン推進事業補助に関すること。
		省エネ化推進事業補助に関すること。
		省エネルギー診断受診支援事業補助に関すること。
		私立高等学校生徒授業料補助に関すること。
5	資金貸付・奨学金に関すること	介護福祉士育成奨学金に関すること。
		大学等奨学金返還支援助成に関すること。
		大学等奨学金貸付に関すること。
6	利子補給事業に関すること	畜産経営維持緊急支援資金利子補給金に関すること。
		農業経営基盤強化資金利子助成に関すること。
		中小企業経営近代化資金融資に関すること。
		中小企業融資利子等補給金に関すること。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目

No.	区分	行政サービス
1	福祉サービス事業に関すること	重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関すること。

	重度心身障害者医療費助成に関すること。
	ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
	一般不妊治療費助成に関すること。
	特定不妊治療費助成に関すること。
	不育症治療費助成に関すること。
	子ども医療費助成に関すること。
	児童発達支援事業補助に関すること。
	放課後等デイサービス事業補助に関すること。
	保育所等訪問支援事業補助に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

サービス制限対象事業の全庁的な再整理に伴い、条例の一部改正をしようとするものであります。

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(用語)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>(滞納者に対する制限措置)</u></p> <p>第3条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、次条及び第5条の手続きに着手することと併せ、滞納者に対して、他の法令、条例又は規則の定めに基づくものを除くほか、次の各号に掲げるサービスの提供等（以下「行政サービス等」という。）の停止措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 財産等の使用許可・貸付・売買に関すること。</p> <p>(2) 許認可に関すること。</p> <p>(3) 入札・契約等に関すること。</p> <p>(4) 補助金及び交付金、助成金等の交付に関すること。</p> <p>(5) 資金貸付・奨学金に関すること。</p> <p>(6) 利子補給事業に関すること。</p> <p>(7) 福祉サービス事業に関すること。</p> <p>2 前項の措置は、第6条第2項に規定する者が、滞納者である場合にも適用する。</p>	<p><u>(適用範囲)</u></p> <p>第2条 前条に規定する特別措置は、別表に掲げる行政サービス等（以下「行政サービス等」という。）について、当該条例等に規定するもののほか、この条例の規定を適用する。</p> <p>(用語)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>(滞納者に対する制限措置)</u></p> <p>第4条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、次条及び第6条の手続きに着手することと併せ、滞納者に対して、他の法令、条例又は規則の定めに基づくものを除くほか、第2条に規定する行政サービス等の停止（以下「行政サービス等の停止」という。）の措置を講ずることができる。</p> <p>2 前項の措置は、第7条第2項に規定する者が、滞納者である場合にも適用する。</p>

改正案	現 行
<p>3 <u>第1項各号に規定する行政サービス等における各事業等は、別表第1及び別表第2で定める。</u> (督促、滞納処分)</p> <p>第4条 一略— (財産調査)</p> <p>第5条 一略— (納税の確認)</p> <p>第6条 一略— (行政サービス等の履行)</p> <p>第7条 一略— (行政サービス等の手続の停止)</p> <p>第8条 町長等は、第6条の規定により滞納があることを確認したときは、当該行政サービス等の手続を停止しなければならない。</p> <p>2 一略— (滞納者が行政サービス等を受ける場合の手続)</p> <p>第9条 滞納者は、前条の規定により停止した行政サービス等を受けようとするときは、<u>滞納している町税等を完納し、又は町長等に分納誓約書を提出</u>しなければならない。 (分納誓約の承認及び滞納処分等の停止)</p> <p>第10条 町長は、前条又は第12条の規定による分納誓約書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、町税等の適正かつ確実な納付が見込まれると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、地方税法第15条の2の規</p>	<p>(督促、滞納処分)</p> <p>第5条 一略— (財産調査)</p> <p>第6条 一略— (納税の確認)</p> <p>第7条 一略— (行政サービス等の履行)</p> <p>第8条 一略— (行政サービス等の手続の停止)</p> <p>第9条 町長等は、第7条の規定により滞納があることを確認したときは、当該行政サービス等の手続を停止しなければならない。</p> <p>2 一略— (滞納者が行政サービス等を受ける場合の手続)</p> <p>第10条 滞納者は、前条の規定により停止した行政サービス等を受けようとするときは、<u>町長等に、滞納している町税等についての分納誓約書を提出</u>しなければならない。 (分納誓約の承認及び滞納処分等の停止)</p> <p>第11条 町長は、前条又は第13条の規定による分納誓約書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、町税等の適正かつ確実な納付が見込まれると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、地方税法第15条の2</p>

改正案	現 行
<p>定により第4条の手続を停止しなければならない。 (行政サービス等の停止等の特例措置)</p> <p>第11条 一略— (行政サービス等を受けている期間中に滞納となる場合の特例措置)</p> <p>第12条 一略— (行政サービス等の停止等の特例措置の取消し等)</p> <p>第13条 町長等は、第11条の規定により特例措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特例措置を取消し、その分納誓約の承認に係る町税等について一時に徴収することができる。</p> <p>(1) 第10条第1項の規定により承認した分納誓約書の納期限までに町税等を納付しないとき。</p> <p>(2) 一略—</p> <p>2 町長等は、前項各号の規定により特例措置の取消しをした場合で、その取消しを受けた者が、滞納している町税等について一時に納付することが出来ない正当な理由がないと判断したときは、第11条の規定に基づき手続をした行政サービス等につき、行政サービス等の停止の制限措置を執ることと併せ、第4条及び第5条に規定する手続に着手しなければならない。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第14条 一略— (損害賠償等)</p> <p>第15条 一略— (委任)</p>	<p>の規定により第5条の手続を停止しなければならない。 (行政サービス等の停止等の特例措置)</p> <p>第12条 一略— (行政サービス等を受けている期間中に滞納となる場合の特例措置)</p> <p>第13条 一略— (行政サービス等の停止等の特例措置の取消し等)</p> <p>第14条 町長等は、第12条の規定により特例措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特例措置を取消し、その分納誓約の承認に係る町税等について一時に徴収することができる。</p> <p>(1) 第11条第1項の規定により承認した分納誓約書の納期限までに町税等を納付しないとき。</p> <p>(2) 一略—</p> <p>2 町長等は、前項各号の規定により特例措置の取消しをした場合で、その取消しを受けた者が、滞納している町税等について一時に納付することが出来ない正当な理由がないと判断したときは、第12条の規定に基づき手続をした行政サービス等につき、行政サービス等の停止の制限措置を執ることと併せ、第5条及び第6条に規定する手続に着手しなければならない。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第15条 一略— (損害賠償等)</p> <p>第16条 一略— (委任)</p>

改正案			現 行	
第16条 一略一 別表第1 (第3条関係) 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目			第17条 一略一 別表 (第2条関係)	
No.	区分	行政サービス	1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 (1) 財産の貸付に関すること。 (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること。 (3) 行政財産の使用許可に関すること。 (4) 町有財産の売買に関すること。 (5) 物品等の購入に関すること。 (6) 業務の委託に関すること。 (7) 工事の請負に関すること。 (8) 自動車及び機械器具の借上げに関すること。 (9) 公営住宅の入居に関すること。 (10) 農業経営基盤強化資金利子助成金に関すること。 (11) 新規就農者支援事業に関すること。 (12) 中小企業経営近代化融資・利子補給金に関すること。 (13) 住宅リフォーム奨励事業に関すること。 (14) 企業誘致奨励金に関すること。 (15) 中心市街地住宅借上げ制度に関すること。 (16) 住宅耐震改修等補助金に関すること。 (17) 奨学金貸付に関すること。 (18) 飲用井戸水水質検査に関すること。	
1	財産等の使用許可・貸付・売買に関すること	財産の貸付に関すること。		
		行政財産の使用許可に関すること。		
		町有財産の売買に関すること。		
		公営住宅の入居に関すること。		
		霊園の使用許可に関すること。		
2	許認可に関すること	総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関すること。		
		公式ホームページバナー広告掲載に関すること。		
3	入札・契約等（物品購入等を含む。）に関すること	競争入札参加資格審査申請に関すること。		
		物品等の購入に関すること。		
		業務の委託に関すること。		

改正案		現 行
	<p>すること</p> <p>工事の請負に関すること。</p> <p>自動車及び機械器具の借上げに関すること。</p>	
4	<p>補助金及び交付金、助成金等の交付に関すること</p> <p>農村部高齢者交通確保対策助成事業に関すること。</p> <p>結婚新生活支援事業補助に関すること。</p> <p>まちなかチャレンジ事業補助に関すること。</p> <p>空き物件等流通促進補助に関すること。</p> <p>人材育成事業助成に関すること。</p> <p>新築住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。</p> <p>中古住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。</p> <p>移住促進引越支援助成に関すること。</p> <p>産業振興活動助成に関すること。</p> <p>中心市街地住宅借上げ制度に関すること。</p> <p>住宅耐震改修等補助に関すること。</p>	<p>(19) 敬老祝金の贈呈に関すること。</p> <p>(20) 就農研修者受入滞在指導助成金に関すること。</p> <p>(21) 畜産経営安定化対策特別資金利子補給金に関すること。</p> <p>(22) 家畜衛生検査助成金に関すること。</p> <p>(23) 私立高等学校生徒授業料補助に関すること。</p> <p>(24) 総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関すること。</p> <p>(25) 公式ホームページバナー広告掲載に関すること。</p> <p>(26) 新築住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。</p> <p>(27) 中古住宅購入世帯新生活応援奨励に関すること。</p> <p>(28) 芽室町小規模事業者持続化補助金</p> <p>(29) 芽室町人材確保対策活動助成金</p> <p>(30) 家畜ふん尿処理施設等整備促進事業奨励金に関すること。</p> <p>(31) 結婚新生活支援事業に関すること。</p> <p>(32) 特定空家等除却事業補助金に関すること。</p> <p>(33) 芽室町移住促進引越支援助成に関すること。</p> <p>(34) 住まいのゼロカーボン推進事業補助金に関すること。</p> <p>(35) 省エネ化推進事業補助金に関すること。</p> <p>2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p> <p>(1) 人材育成事業に関すること。</p> <p>(2) 重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関すること。</p> <p>(3) 各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関すること。</p>

改正案		現 行
	特定空家等除却事業補助に関する事	<ul style="list-style-type: none"> (4) 妊婦健診診療費助成に関する事 (5) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する事 (6) 子ども医療費の助成に関する事 (7) 農村部高齢者交通確保対策助成事業に関する事 (8) 不育症治療費助成に関する事 (9) 一般不妊治療費助成に関する事 (10) 特定不妊治療費助成に関する事 (11) 産婦健康診査費用助成に関する事
敬老祝金の贈呈に関する事		
介護職員初任者研修受講料助成に関する事		
新規就農者支援事業に関する事		
就農研修者受入滞在指導助成に関する事		
家畜衛生検査助成に関する事		
家畜ふん尿処理施設等整備促進事業奨励に関する事		
放牧家畜予防ワクチン代助成に関する事		
企業誘致奨励に関する事		
人材確保対策活動助成に関する事		
起業支援補助に関する事		
新分野進出等支援補助に関する事		

改正案		現 行
		住宅リフォーム等奨励事業に関する事。
		生ごみ堆肥化容器購入費補助に関する事。
		飲用井戸水水質検査に関する事。
		住まいのゼロカーボン推進事業補助に関する事。
		省エネ化推進事業補助に関する事。
		省エネルギー診断受診支援事業補助に関する事。
		私立高等学校生徒授業料補助に関する事。
5	資金貸付・奨学金に関する事	介護福祉士育成奨学金に関する事。
		大学等奨学金返還支援助成に関する事。
		大学等奨学金貸付に関する事。
6	利子補給事業に関する事	畜産経営維持緊急支援資金利子補給金に関する事。
		農業経営基盤強化資金利子助成に関する事。
		中小企業経営近代化資金融資に関する事。

改正案

現 行

中小企業融資利子等補給金に関すること。

別表第2（第3条関係）

特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目

No.	区分	行政サービス
1	福祉サービス事業に関すること	重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関すること。
		重度心身障害者医療費助成に関すること。
		ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
		一般不妊治療費助成に関すること。
		特定不妊治療費助成に関すること。
		不育症治療費助成に関すること。
		子ども医療費助成に関すること。
		児童発達支援事業補助に関すること。
		放課後等デイサービス事業補助に関すること。

改正案		現 行
	保育所等訪問支援事業補助に関すること。	
<p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>		